

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の 取扱いに関する総務省の考え方」についての意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和4年11月12日から同年12月6日まで
- 提出意見件数 : 11件(放送事業者:2件、個人:9件)
- 意見提出者 :
 - 放送事業者 【2件】 (50音順)
(株)テレビ大分、(株)テレビユー山形

 - 個人 【9件】

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」に対して
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

意見概要 【意見提出者名】	意見に対する考え方
1) 「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供に関する意見	
① 外国の邦人向けに限定したサービスとすることについて	
<p>○ <指摘箇所> (1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること <コメント> 外国の邦人向けサービスとしてインターネットの活用するとのことだが、そもそもインターネットを用いれば国内・国外問わず情報を発信・受信することが可能であり、<u>インターネット上での邦人向けサービスという業務自体についての効果・妥当性を検証しているのか。</u> 総務省の考え方にある「外国の邦人による視聴機会を拡大するために行うものであり、この基本原則に合致するものと認められる」という点については、こうした効果・妥当性を検証した上で判断してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>○ <指摘箇所> (2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること 3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに…(中略)…不適切なものではないこと テレビ等の受信設備を設置していないものであっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難になる等…(中略)…本業務は、…(中略)…外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供するものであり、引き続き、適切なものと認められる。</p>	<p>「NHKワールド・プレミアム」について、日本放送協会（以下「協会」という。）は、外国の邦人向けの放送サービスとして、外国においてのみ視聴できるようにしており、その外国の動画配信事業者への提供（以下「本業務」という。）についても、外国においてのみ視聴できるようにすることとしています。</p> <p>NHKのインターネット活用業務は、NHKインターネット活用業務実施基準（以下「実施基準」という。）第4条において、放送を補完してその効果・効用を高めることが基本原則とされているところ、本業務について、放送と同様に外国においてのみ視聴できるようにすることは、一定の合理性があるものと考えます。</p>

<p><コメント></p> <p>総務省の考え方は、受信料の支払対象ではない邦人の観点において受信料制度について述べているが、<u>インターネット上のサービスであれば日本在住の国民でも視聴することが可能と思われる。</u>日本在住の国民がこうしたサービスを利用できる場合において、受信料制度をどのように解釈すべきか、総務省としての見解を示すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>② 「NHKワールド・プレミアム」の全てを対象とすることについて</p>	
<p>○ なぜNHK NEWS WEBが存在し、在外邦人が国内ニュースを映像・文章ですで見られる状況になっているのに、追加で受信料から新たな事業費を賄うのか理解できない。<u>それで補えない情報は記載されているインターネットで動画配信を行うサービスにて確認可能でないのか。</u></p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>協会は、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第1項第5号の規定により「邦人向け協会国際衛星放送」を必須業務として実施することとされています。また、この「邦人向け協会国際衛星放送」は、放送法第81条第4項の規定により、報道番組のみならず、海外同胞向けの適切な娯楽番組も有するようにならなければならないとされています。本業務は、こうした「邦人向け協会国際衛星放送」の番組を含む「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人がそのままの構成で外国の動画配信事業者経由で視聴できるようにするものと承知しています。</p> <p>NHKのインターネット活用業務は、実施基準第4条において放送を補完してその効果・効用を高めることが基本原則とされているところ、「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人がそのままの構成で外国の動画配信事業者経由で視聴できるようにすることは、一定の合理性があるものと考えます。</p>
<p>③ 本業務の意義や必要性について</p>	
<p>○ 仮に、認可が適当であるとする考えが認められるのであれば、必須業務としている「外国の邦人向けの国際衛星放送」自体受信料を支払っていない人に向けたサービスであり、その財源が受信料である以上、今回の「NHKワールド・プレミアム」の視聴機会の拡大を実施するにあたり、<u>その意義や今回の新たなサービスの必要性を、視聴者・国民に改めて、丁寧に、説明し理解を得る努力を行うべきである</u>と考える。</p>	<p>協会は、放送法第15条において「協会国際衛星放送」を行うことを目的とすることとされており、その目的を達成するため、同法第20条第1項第5号の規定により「邦人向け協会国際衛星放送」を必須業務として実施することとされています。本業務は、「邦人向け協会国際衛星放送」の放送番組を含む「NHKワールド・プレミアム」を補完するものとして実施されるものであり、その意義・必要性はあるものと考えます。</p>

<p style="text-align: center;">【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>ただし、協会においては、本業務の意義や必要性について、視聴者・国民に対して、引き続き丁寧に説明していただきたいと考えます。</p>
<p>④ 市場の競争を阻害しないことについて</p>	
<p>○ (該当箇所)</p> <p>1. 法第15条の目的達成に資すること (法第20条第11項第1号関係)</p> <p>(2) 市場の競争を阻害しないこと</p> <p><u>総務省の考え方に賛同致します。</u></p> <p>公共放送として「安全・安心を支える」「あまねく伝える」というNHKの方針には理解を示します。「NHKらしさ」を掲げている姿勢が伺えます。そこは評価します。但し、事業者に行う「NHKワールド・プレミアム」の提供を受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で実施するということなので懸念する部分もあります。<u>受信料を財源にこういった形でインターネット活用業務の分野へ展開するのであれば、徐々に業務を拡大しいずれは民業を圧迫する可能性があります。そこはなし崩しにならないように要望致します。</u></p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、受信料を財源としたインターネット活用業務のなし崩し的な拡大への懸念については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ <u>民放との競争性を害さないための措置を取ることを条件に、総務省の考え方に賛同します。</u></p> <p>取るべき措置の具体例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽番組(バラエティ・音楽・ドラマ)に関しては、NHKでの放送から7日間を経過してから、有料配信事業者に提供すること。 <p>理由: TVerやNHKプラスでの無料見逃し配信が、基本的に放送から7日間となっているため、それらとの均衡を図るべきであるから。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本業務は、「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人が放送と同時にインターネット経由で視聴できるようにすることとしているものと承知しています。</p> <p>御指摘の民放との競争性を害さないことについては、「総務省の考え方」Ⅲ(2) 1. (2) で示したとおり、本業務は、外国の邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の動画配信事業者に提供するものであり、国内で視聴されることを目的とするものではないため、国内の民間放送事業者が国内で視聴されることを目的に行うネット配信とは直接に競合するものとは言えないこと、実施基準第9条では、インターネット活用業務に係る実施計画の策定等に当たっては、学識経験者から構成される協会の会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」に対し、公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務とし</p>

	<p>での適切性の確保する観点からの見解を求めることとされていることを勘案すれば、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えますが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>⑤ 対価を求めることができる規定について</p>	
<p>○ 3号対象事業者に<u>対価を求めて提供する場合</u>においては、あくまでも<u>収支相償を原則としつつ、利益については受信料引き下げなどの財源にするなど具体的条件を付け加えてもよい</u>と考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>本業務が受信料を財源として実施されることについては、「総務省の考え方」Ⅲ（２）２．（１）１）で示したとおり、本業務は、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネット動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人における視聴環境を維持・拡充することを目的としていることを踏まえると、受信料の使途として放送法の趣旨を逸脱するものではないと考えます。</p> <p>本業務が対価を求めて実施されることについては、本業務の実施においては、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるという実施基準第４条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮することが必要と考え、その旨を認可の条件とすることとしています。</p>
<p>⑥ 費用上限について</p>	
<p>○ 別添1の費用算定根拠の公表内容が極めて限定的である。全てを公開できないにしても、今後どの程度の人員配置を行う予定でありどの程度の規模で体制を変更するかすら記載がない。一体総務省は何をもって予算規模を判断しているか非常に疑問である。本件についてどのような申請がなされても最初から承認が決まっており、20億円追加でとなっても特に考慮せずに認可するように思える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>費用の上限については、「総務省の考え方」Ⅲ（２）４．（１）で示したとおり、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き適切なものであり、また、協会の費用算定については、本業務は新たな業務であり、提供先の事業者との合意により実施するものであることから、具体的な金額を正確に見込むことは困難であるとしつつも、業務の開始当初に見込まれる業務規模を仮定して算定していること、具体的には、外国の動画配信事業者への提供の業務規模の見通しに加え、現在実施している外国の放送事業者への提供の実績等を踏まえ、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費及び減価償却費という具体的な費用項目を設定の上、それらの費用項目ごとに、本業務の実施により追加的に発生する費用を直課するとともに、複数の業務に係る費用については費用項目の特性に応じて配賦することにより算定していると認められることから、一定の合理性があるものと考えます。</p>

<p>○ 費用上限が円建てであるが、事業費に海外通貨を用いた場合、決算日の為替で行うのか、支払を行った時点で行うのか、明確にしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の点については、協会において、本業務を実施するに当たって適切に検討していただきたいと考えます。</p>
<p>⑦ 「公共放送ワーキンググループ」との関係について</p>	
<p>○ 現在、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の公共放送WGにおいて、NHKのインターネット活用業務の在り方や業務内容、受信料制度との関係などが議論されているさなかであることから、その議論の行方を見守るべきであると考え。したがって、条件付きとはいえ、認可が適当とする考えは、妥当ではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】</p>	<p>御指摘のとおり、総務省において「公共放送ワーキンググループ」を開催し、協会のインターネット活用業務の在り方（放送法におけるNHKのインターネット活用業務の位置づけ、インターネット活用業務に課される規制の在り方等）等について検討を行っていますが、協会のインターネット活用業務における新たな取組を一切認めないこととしているものではありません。本業務は、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネット動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人における視聴環境を維持・拡充することを目的としているものであり、公共放送としての協会が行うものとして必要性が認められるものであることから、現行制度の下で審査を行い、その審査の結果、認可を行うことが適当としているものです。</p>
<p>2) インターネット活用業務全般に関する意見</p>	
<p>① 「NHKワールドJAPAN」の推進について</p>	
<p>○ 今回の変更で取り上げられている「NHKワールド・プレミアム」は、在外邦人向けの日本語放送サービスであると理解しているが、外国向けの英語放送サービスである「NHKワールドTV」についても、外国での有料配信事業者への提供等を可能にすべきではないか。</p> <p>また、これに関連して、「NHKワールドTV」の英語ニュースを、総合テレビ又は教育テレビの空いた時間帯に放送していただくよう要望する。「NHKワールドTV」の英語ニュースは、日本人にとっては英語学習に資する点で有益であり、国内居住外国人にとってはあまり日本語が分からなくても国内の情報を知ることができる点で公益性があるから、是非とも放送してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>外国人向けの「NHKワールドJAPAN」については、協会において外国からの視聴ができるよう無料で配信しているほか、外国の動画配信事業者を通じても視聴ができるよう取り組んでいるものと承知しています。また、御指摘の総合テレビ等における放送番組の件については、協会において検討いただくべきものと考えます。</p>
<p>② インターネット空間における民放と協会の二元体制の確保について</p>	
<p>○ ローカル局は、地域に寄り添い、そこに暮らす人たちに向けて、政治、</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

経済、文化、スポーツ、そして命と暮らしを守る防災などの情報を収集、発信し続けることで地域社会の発展に貢献しているという自負があり、地域社会からも「信頼できる情報源」として必要とされています。地方局に比べ体力に勝るNHKばかりが先行しすぎると、リアルタイム配信と同様にローカル発の情報は埋もれてしまい、地方に住むユーザーが東京中心の情報に接触する時間が増え、相対的に地方の情報に触れる機会が希薄化することが懸念されます。地方創生の鍵は地元の若い人材にあります。そこへの情報が遮断されないよう民放とNHKが適度なバランスであり続けることが必要です。豊富な受信料を財源にNHKだけが先行するような施策であってはなりません。

国も地方創生を推進する中、地域情報が地域の人々に届いてこそ活性化に繋がってきます。ローカル局はその一翼を担っています。NHKの情報があらゆるデバイスで視聴できる環境になることで果たして地域が活性化するのでしょうか。NHKがパワーゲームのように情報を発信することが地方創生に繋がるのでしょうか。地域情報が地域にまわってこそ活性化に繋がってくるのでは。放送行政にあっては今後も引き続き、地方が豊かになり、そこに人材が育つことにつながる施策を講じて頂けるよう期待しています。

【株式会社テレビ大分】

3) その他、協会の在り方全般に関する意見等

① 受信料について

○ NHKのインターネット活用はいいけれど、国民個人から同意なき受信料集金に活用することがないようにして頂きたい。

言い換えるなら、アプリの活用などでサービスを利用したい人だけが払う体制であれば賛成する。現行でもあえてテレビ(等)を所有しないでNHK放送受信料を回避している国民の財産を毀損することがないように。

【個人】

今後の放送行政に対する御意見として承ります。

② 協会の意見募集への対応について

<p>○ 別添3の【NHK全般に関するご意見】について、具体的意見を全く記載せず、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。との回答があるが、提出意見を参考にするつもりが微塵もないことを感じさせる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>③ その他の意見</p>	
<p>○ NHK受信料という犯罪行為の総括が無い限り、あらゆるNHKの行動範囲拡大は絶対に行うべきではない。</p> <p>犯罪時効が成立しない刑事告訴可能な罪状（詐欺罪・恐喝在・犯罪収益移転防止法違反）でNHK受信料徴収スタッフ及び関係会社、経営委員会が社会的制裁を受けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ 海外邦人はVPN利用で各地配信をネットで見ている例が多いと思う。テレビ自体も所有しておらず放送番組も20数年間一切見たことがない。世界各地の情報収集にも困っていないため、ニーズの再定義はあったほうがいい。ただし放送技術開発責任は守り、他放送局が困らないようにする。他方制作業務は外部調達で視聴率出来高払い、コストダウンを図っていただきたい。過去20年間組織管理が悪く指導後も横領を繰り返すなど運営管理は見直したほうがいい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ NHKとは日本を貶める放送を垂れ流しつつ「経済性」を真っ向から無視し、「健全な商行為」を「公共の福祉」で弾圧するように規律し、その不健全な発達を図る「放送法第1条」を嘲笑う様な団体である。イラネッチケー裁判ではTV利用者の「見たくない」という意思を踏みにじり、占有部内の密室においてのTV受信の有無に関わらず「見てる筈」と決め付ける。司法が決め付け行政と内閣が黙認したイラネッチケー裁判は現代の魔女狩りだ。つまり、TV利用者にとって司法も行政も内閣も「味方では無い」とも言える。その様な無敵の団体NHKがインターネットで商売を行うなんて断固拒否である。ネットで商売を行うなら利用者目線で公平と公正を実現してからにして</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

欲しい。利用者目線で公平と公正を実現する為には「有害パケットのブロック」を実現だ。ISPの判断は元よりインターネット利用者の申し出によりブロックを行うべき。動画のパケットが有益なのか有害なのかの判断はネット利用者の手に有るべき。

【個人】

<提出された意見の全文（意見の提出順に掲載）>

No.	提出者	提出された意見
1	個人	<p>民放との競争性を害さないための措置を取ることを条件に、総務省の考え方に賛同します。</p> <p>取るべき措置の具体例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽番組(バラエティ・音楽・ドラマ)に関しては、NHKでの放送から7日間を経過してから、有料配信事業者に提供すること。 <p>理由:TVerやNHKプラスでの無料見逃し配信が、基本的に放送から7日間となっているため、それらとの均衡を図るべきであるから。</p>
2	個人	<p>費用上限が円建てであるが、事業費に海外通貨を用いた場合、決算日の為替で行うのか、支払を行った時点で行うのか、明確にしてほしい。</p>
3	個人	<p>NHK受信料という犯罪行為の総括が無い限り、あらゆるNHKの行動範囲拡大は絶対に行うべきではない。</p> <p>犯罪時効が成立しない刑事告訴可能な罪状（詐欺罪・恐喝在・犯罪収益移転防止法違反）でNHK受信料徴収スタッフ及び関係会社、経営委員会が社会的制裁を受けるべきである。</p> <p>NHKのBS受信料請求、見ていないのになぜ？</p> <p>https://www.nishinippon.co.jp/anatoku/question/498/</p> <p>「NHKは改革を」BS受動受信問題、高市前総務相と識者に聞く</p> <p>あなたの特命取材班、水山 真人</p> <p>https://www.nishinippon.co.jp/item/n/789115/</p> <p>「BS受動受信」問題にコメント1千件、“共感”1万件</p> <p>あなたの特命取材班、水山 真人</p> <p>https://www.nishinippon.co.jp/item/n/772103/</p>
4	個人	<p>海外邦人はVPN利用で各地配信をネットで見ている例が多いと思う。</p> <p>テレビ自体も所有しておらず放送番組も20数年間一切見たことがない。</p> <p>世界各地の情報収集にも困っていないため、ニーズの再定義はあったほうがいい。</p> <p>ただし放送技術開発責任は守り、他放送局が困らないようにする。</p> <p>他方制作業務は外部調達で視聴率出来高払い、コストダウンを図っていただきたい。</p> <p>過去20年間組織管理が悪く指導後も横領を繰り返すなど運営管理は見直したほうがいい。</p>
5	個人	<p>NHKのインターネット活用はいいけれど、国民個人から同意なき受信料集金に活用することがないようにして頂きたい。</p> <p>言い換えるなら、アプリの活用などでサービスを利用したい人だけが払う体制であれば賛成する。現行でもあえてテレビ(等)を所有しないでNHK放送受信料を回避している国民の財産を毀損することがないように。</p>

6	個人	<p>今回の変更で取り上げられている「NHKワールド・プレミアム」は、在外邦人向けの日本語放送サービスであると理解しているが、外国向けの英語放送サービスである「NHKワールドTV」についても、外国での有料配信事業者への提供等を可能にすべきではないか。</p> <p>また、これに関連して、「NHKワールドTV」の英語ニュースを、総合テレビ又は教育テレビの空いた時間帯に放送していただくよう要望する。「NHKワールドTV」の英語ニュースは、日本人にとっては英語学習に資する点で有益であり、国内居住外国人にとってはあまり日本語が分からなくても国内の情報を知ることができる点で公益性があるから、是非とも放送してほしい。</p>
7-1	個人	<p>■指摘1</p> <p><指摘箇所></p> <p>(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること</p> <p><コメント></p> <p>外国の邦人向けサービスとしてインターネットの活用するとのことだが、そもそもインターネットを用いれば国内・国外問わず情報を発信・受信することが可能であり、インターネット上での邦人向けサービスという業務自体についての効果・妥当性を検証しているのか。</p> <p>総務省の考え方にある「外国の邦人による視聴機会を拡大するために行うものであり、この基本原則に合致するものと認められる」という点については、こうした効果・妥当性を検証した上で判断してほしい。</p>
7-2		<p>■指摘2</p> <p><指摘箇所></p> <p>(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること</p> <p>3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに…(中略)…不適切なものでないこと</p> <p>テレビ等の受信設備を設置していないものであっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難になる等…(中略)…本業務は、…(中略)…外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供するものであり、引き続き、適切なものと認められる。</p> <p><コメント></p> <p>総務省の考え方は、受信料の支払対象ではない邦人の観点において受信料制度について述べているが、インターネット上のサービスであれば日本在住の国民でも視聴することが可能と思われる。日本在住の国民がこうしたサービスを利用できる場合において、受信料制度をどのように解釈すべきか、総務省としての見解を示すべきではないか。</p>

8	個人	<p>NHKとは日本を貶める放送を垂れ流しつつ「経済性」を真っ向から無視し、「健全な商行為」を「公共の福祉」で弾圧するように規律し、その不健全な発達を図る「放送法第1条」を嘲笑う様な団体である。</p> <p>イラネッチケー裁判ではTV利用者の「見たくない」という意思を踏みにじり、占有部内の密室においてのTV受信の有無に関わらず「見てる筈」と決め付ける。</p> <p>司法が決め付け行政と内閣が黙認したイラネッチケー裁判は現代の魔女狩りだ。</p> <p>つまり、TV利用者にとって司法も行政も内閣も「味方では無い」とも言える。</p> <p>その様な無敵の団体NHKがインターネットで商売を行うなんて断固拒否である。</p> <p>ネットで商売を行うなら利用者目線で公平と公正を実現してからにして欲しい。</p> <p>利用者目線で公平と公正を実現する為には「有害パケットのブロック」を実現だ。</p> <p>ISPの判断は元よりインターネット利用者の申し出によりブロックを行うべき。</p> <p>動画のパケットが有益なのか有害なのかの判断はネット利用者の手に有るべき。</p>
9-1	個人	<p>なぜNHK NEWS WEBが存在し、在外邦人が国内ニュースを映像・文章ですでにみられる状況になっているのに、追加で受信料から新たな事業費を賄うのか理解できない。それで補えない情報は記載されているインターネットで動画配信を行うサービスにて確認可能でないのか。</p>
9-2		<p>また、別添1の費用算定根拠の公表内容が極めて限定的である。全てを公開できないにしても、今後どの程度の人員配置を行う予定でありどの程度の規模で体制を変更するかすら記載がない。一体総務省は何をもって予算規模を判断しているか非常に疑問である。本件についてどのような申請がなされても最初から承認が決まっており、20億円追加でとなっても特に考慮せずに認可するように思える。</p>
9-3		<p>また、別添3の【NHK全般に関するご意見】について、具体的意見を全く記載せず、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。との回答があるが、提出意見を参考にするつもりが微塵もないことを感じさせる。</p>
10-1	株式会社 テレビユー 山形	<p>【該当箇所】IV結論について</p> <p>現在、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の公共放送WGにおいて、NHKのインターネット活用業務の在り方や業務内容、受信料制度との関係などが議論されているさなかであることから、その議論の行方を見守るべきであると考え。したがって、条件付きとはいえ、認可が適当とする考えは、妥当ではないと考える。</p>
10-2		<p>仮に、認可が適当であるとする考えが認められるのであれば、必須業務としている「外国の邦人向けの国際衛星放送」自体受信料を支払っていない人に向けたサービスであり、その財源が受信料である以上、今回の「NHKワールド・プレミアム」の視聴機会の拡大を実施するにあたり、その意義や今回の新たなサービスの必要性を、視聴者・国民に改めて、丁寧に、説明し理解を得る努力を行うべきであると考え。</p>
10-3		<p>また、3号対象事業者に対価を求めて提供する場合においては、あくまでも収支相償を原則としつつ、利益については受信料引き下げなどの財源にするなど具体的条件を付け加えてもよいと考える。</p>

11-1	株式会社 テレビ大 分	<p>●意見書要旨</p> <p>意見書の冒頭で、放送行政やNHKに対する弊社の基本的な考えを述べています。ローカル局は地域に密着しながらそのエリアに必要な情報を提供し、地域社会の発展に貢献しているという自負があります。東京発の中央の情報だけでは地域は廃れていきます。その思いを述べています。</p> <p>次に本題ですが、今回の総務省の考え方には賛同致します。何よりお伝えしたかったのは、豊富な受信料を財源に民業の分野を圧迫しないよう今後も民放とNHKの二元体制がうまく機能することです。総務省の放送行政に期待しています。</p> <p>●意見書</p> <p>(はじめに)</p> <p>意見書の提出にあたり、弊社の基本的な考えをまず述べさせていただきます。</p> <p>ローカル局は、地域に寄り添い、そこに暮らす人々に向けて、政治、経済、文化、スポーツ、そして命と暮らしを守る防災などの情報を収集、発信し続けることで地域社会の発展に貢献しているという自負があり、地域社会からも「信頼できる情報源」として必要とされています。地方局に比べ体力に勝るNHKばかりが先行しすぎると、リアルタイム配信と同様にローカル発の情報は埋もれてしまい、地方に住むユーザーが東京中心の情報に接触する時間が増え、相対的に地方の情報に触れる機会が希薄化することが懸念されます。地方創生の鍵は地元の若い人材にあります。そこへの情報が遮断されないよう民放とNHKが適度なバランスであり続けることが必要です。豊富な受信料を財源にNHKだけが先行するような施策であってはなりません。</p> <p>国も地方創生を推進する中、地域情報が地域の人々に届いてこそ活性化に繋がってきます。ローカル局はその一翼を担っています。NHKの情報があらゆるデバイスで視聴できる環境になることで果たして地域が活性化するのでしょうか。NHKがパワーゲームのように情報を発信することが地方創生に繋がるのでしょうか。地域情報が地域にまわってこそ活性化に繋がってくるのでは。放送行政にあっては今後も引き続き、地方が豊かになり、そこに人材が育つことにつながる施策を講じて頂けるよう期待しています。</p>
11-2		<p>(該当箇所)</p> <p>ページ2 1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第11項第1号関係）（2）市場の競争を阻害しないこと</p> <p>総務省の考え方に賛同致します。</p> <p>公共放送として「安全・安心を支える」「あまねく伝える」というNHKの方針には理解を示します。「NHKらしさ」を掲げている姿勢が伺えます。そこは評価します。但し、事業者に行う「NHKワールド・プレミアム」の提供を受信料を財源とする「3号受信料財源業務」で実施することなので懸念する部分もあります。受信料を財源にこういった形でインターネット活用業務の分野へ展開するのであれば、徐々に業務を拡大しいずれは民業を圧迫する可能性があります。そこはなし崩しにならないように要望致します。</p>